

○資産凍結等の措置に係る役務取引等の許可制 関係条文

<p>外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)</p>	<p>外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十八号)</p>	<p>外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等(平成二十二年経済産業省告示第九十三号) (最終改正：令和七年四月十一日経済産業省告示第七十号)</p>
<p>(役務取引等) 第二十五条 1～5 (略)</p> <p>6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引(第一項に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。) 又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引(第四項に規定するものを除く。) (以下「役務取引等」という。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ</p>	<p>(役務取引の許可等) 第十八条 1・2 (略)</p> <p>3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第六項の規定に基づき居住者が役務取引等(同項に規定する役務取引等)を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。 4・5 (略)</p>	<p>外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等を次のように定め、平成二十二年四月十四日から施行する。 なお、平成十二年通商産業省告示第七百八十号(外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等)は、平成二十二年四月十三日限り、廃止する。 外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等は次のとおりとする。 一 宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供する取引 二 非居住者との間で行う金融に関する役務取引であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件(平成二十一年外務省告示第三百六</p>

、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行うおうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

十五号)で定めるものをいう。)に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人(本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書(以下「在留資格認定証明書」という。)が交付されているものを除く。)に対し行う次に掲げる取引(別表第二に掲げるもの及び次号に掲げるものを除く。)

イ 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引(国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。)

ロ 別表第一(第二十七号から第五十三号までを除く。)に掲げる技術(外為令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を提供する取引

二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者(国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件(令和四年外務省告示第四百号)で定めるものをいう。)に対し行う技術を提供する取引(別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。)

二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシアの法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア内の支店、出張所その他の事務所又はロシア内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（別表第二に掲げるもの及び次号に掲げるものを除く。）

イ 外為令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一に掲げる技術（外為令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術を提供する取引（別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）

二の六 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア及びベラルーシ以外の国の団体として外務大臣が定める者（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十七号）で定めるものをいう。）に対し行う次に掲げる取引（別表第二第一号、第三号

及び第四号に掲げるものを除く。）

イ 外為令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一に掲げる技術（外為令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

二の七 非居住者との間で行う、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格がその上限価格を超える購入に関する役務取引であつて、次に掲げる業務に係るもの（当該役務取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この号及び第四号において同じ。）を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合）で定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）を除く。）

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第一項に規

定する海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務

ロ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三十項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第三項に規定する損害保険事業に関する業務（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）

三 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引であつて、当該売買、貸借又は贈与に係る貨物の原産地、船積地域又は仕向地が北朝鮮であるもの

四 外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原産地とし、それぞれの上限価格を超える価格の原油又は石油製品（海上において輸送されるものに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）を除く。）

備考 第二号の七及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九項に該當するもの（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号）三の七の(9)の表ロシアの項二七・〇九の欄の下欄口に該當するものを除く。）をいう。

(2) 「石油製品」とは、関稅定率法別表第二七・一〇項（廢油を除く）に該當するものをいう。

(3) 原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の上限価格をいう。

(4) 石油製品の「上限価格」とは、次の表の上欄に掲げる石油製品ごとに、同表の下欄に掲げる価格をいう。

関稅定率法別表第二七・一〇・一一号、 第二七・一〇・一九号及び第二七・一〇・ 二〇号に該當するものうち、揮發油	上限価格を定める外務省 告示別表2に定める価格
---	----------------------------

(ナフサを除く。)、灯油及び軽油	
関稅定率法別表第二七・一〇項(廢油を除く。)に該当するものうち、前項の上欄に掲げるもの以外のもの	上限價格を定める外務省告示別表3に定める價格

(5) 原油又は石油製品の「購入價格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油又は石油製品の價格であつて、關稅定率法第四條第一項に規定する課稅價格に相當する價格から同項各号に規定する費用に相當する額をその含まれている限度において除いた價格をいう。

附 則 (令和七年經濟産業省告示第七十号)
第三号の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。

附 則 (令和四年經濟産業省告示第四十四号)

1 この告示は、令和四年三月十八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二号の三に掲げる団体に係るもの 國際平和のための國際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和四年三月十八日のいずれか遅い日

二 第二号の五に掲げる団体に係るもの 國際平和のための國際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の

対象となるロシア連邦の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和四年三月十八日のいずれか遅い日

2 第二号の二及び第二号の四の規定は、この告示の施行の日以後に開始される役務取引について適用する。

附 則（令和五年経済産業省告示第百六十一号）

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、第二号の六の規定は、ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十七号）により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和五年十二月二十七日のいずれか遅い日から施行する。

別表第一（第二号の二、第二号の四、第二号の六関係）

一 輸出入貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号。以下「別表第二の三貨物省令」という。）第四条、第五条、第七条又は第八条のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム及び輸出入貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「別表第一貨物等省令」という。）第六条第十七号ト又はチに該当するものの使用のために特に設計したプログラム

二 別表第二の三貨物省令第四条、第五条又は第七条から第九条までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プ

-
-
- プログラムを除く。)
- 三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ プログラムの検査及び検証用のものであつて、数学技術及び解析技術を使用し、五〇〇、〇〇〇を超えるソースコードの命令を有するプログラムのために設計又は改造したもの
 - ロ 外部のセンサーからオンラインで得られたデータに基づきソースコードの自動生成を可能にするもの
 - ハ オペレーティングシステムのプログラムであつて、二〇マイクロ秒未満の割り込み待ち時間を保証する実時間処理を行う装置のために特に設計したもの
 - 四 別表第一貨物等省令第三条第二十三号又は別表第二の三貨物省令第十条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム
 - 五 第三号、第四号又は別表第二の三貨物省令第十条のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
 - 六 データの並列処理機能のために設計した装置の設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）
 - 七 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 別表第二の三貨物省令第十一条又は第十二条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの
 - ロ ダイナミックルーティングのために特に設計したもの（オブジェクトコードで表現されたものを除く。）
-

-
-
- 八 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 第七号又は別表第二の三貨物省令第十一条若しくは第十二条に該当するものの設計、製造又は使用のためのもの
- ロ 水中用に特に設計した光ファイバーのコーティングのためのもの
- ハ 同期デジタルハイアラーキ又は同期光伝送網技術を用いた装置の設計のためのもの
- 九 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 本号ロ、別表第一貨物等省令第八条第九号又は別表第二の三貨物省令第十四条のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したものの
- ロ 次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）
- （一） 別表第一貨物等省令第八条第九号イ又はハからホまでのいずれかに該当するもの
- （二） 別表第二の三貨物省令第十四条に該当するもの（別表第一貨物等省令第八条第九号イ又はハからホに掲げるものに限る）。
- ハ 次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの
-

するものであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

(一) 別表第一貨物等省令第八条第九号ロに該当するもの

(二) 別表第二の三貨物省令第十四条に該当するもの(別表第一貨物等省令第八条第九号ロに掲げるものに限る。)

十 第九号又は別表第二の三貨物省令第十四条に該当するものの使用のための技術(プログラムを除く。)

十一 別表第一貨物等省令第九条第三号から第八号まで若しくは第十四条第七号又は別表第二の三貨物省令第十五条若しくは第二十条から第二十二号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

十二 別表第二の三貨物省令第十六条、第十八条又は第十九条のいずれかに該当するものの設計又は製造のために特に設計したプログラム

十三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 航空管制のために用いるプログラムのうち、航空管制を実施する組織に設置された汎用の電子計算機に搭載するアプリケーションプログラムであつて、二次監視レーダーのデータと関連しない場合に、当該組織より他の航空管制を実施する組織に一次レーダーのターゲットのデータを自動的に引き渡すことができるもの

ロ 別表第二の三貨物省令第二十三条第三号に該当するもののために特に設計したもの

十四 別表第二の三貨物省令第十五条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三條第三号のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

十五 第十三号又は別表第二の三貨物省令第十六条、第十八条、第十九条若しくは第二十四条から第二十六条までのいずれかに該当するもの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 光学面の一スピンドル当たり年間一〇平方メートルを超える速度で光学部品を継続的に製造するためのものうち、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 光学面の面積が一平方メートルを超えるもの

（二） 設計した波長（ λ ）における表面形状精度の二乗平均平方根が 0.1λ を超えるもの

ロ 透過させる光の帯域幅が一〇ナノメートル以下で、視野が四〇度を超え、かつ、分解能が一ミリラジアン当たり 0.75λ ラインペアを超える光学フィルターに係るもの

ハ 別表第二の三貨物省令第十七条に該当するもの設計又は製造のためのもの

ニ 非三軸のフラックスゲート磁力計又はそのシステムの設計又は製造のために必要なものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 一ヘルツ未満の周波数において感度（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値。（二）において同じ。）が 0.05

-
-
- ナノテスラ未満のもの
- (二) 一ヘルツ以上の周波数において感度が 0.001 ナノテスラ未満のもの
- ホ 赤外線の変換器の設計又は製造のために必要なものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの
- (一) 七〇〇ナノメートル超一、五〇〇ナノメートル以下の波長範囲で応答するもの
- (二) 赤外線検出器、発光ダイオード及び赤外線を可視光に変換するためのナノクリスタルを組み合わせたもの
- 十七 航法装置及びアビオニクス装置の設計、製造又は使用のためのプログラム
- 十八 航法装置及びアビオニクス装置の設計、製造又は使用のための技術(プログラムを除く。)
- 十九 別表第二の三貨物省令第二十九条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム
- 二十 石油及び天然ガス事業で使用する無人潜水艇の操作のために特に設計したプログラム
- 二十一 別表第二の三貨物省令第二十九条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術(プログラムを除く。)
- 二十二 別表第二の三貨物省令第三十条又は第三十三条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム
- 二十三 別表第二の三貨物省令第三十一条又は第三十四条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム
-

-
-
-
- 二十四 別表第二の三貨物省令第三十条又は第三十三条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 二十五 別表第二の三貨物省令第三十一条又は第三十四条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 二十六 次のいずれかに該当するガスタービンエンジンの部分品に係る技術（プログラムを除く。）
- イ ブレードのチップクリアランスをアクティブ制御するための装置
- ロ タービンエンジンのローター組立品用の空気軸受
- 二十七 石油精製に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 別表第二の三貨物省令第三十五条に該当するものの設計、製造又は使用のためのもの
- ロ 水素製造、水素の回収及び精製、水素化精製又は製油所の燃料ガス処理及び硫黄回収に係るもの
- 二十八 別表第二の三貨物省令第三十六条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム
- 二十九 別表第二の三貨物省令第三十八条（同条第四号を除く。）から第四十六条（同条第四号を除く。）までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム
- 三十 積層造形用の装置の設計、製造又は使用のためのプログラムであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ デジタルツインのためのもの
- ロ 信頼性判断のためのもの
-

-
-
- 三十一 別表第二の三貨物省令第三十六条から第四十六条まで（第三十八条第四号及び第四十六条第二号から第六号までを除く。）のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 三十一の二 第二十八号又は第二十九号に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 三十二 別表第二の三貨物省令第四十七条又は第四十八条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 三十三 積層造形用の装置の設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ デジタルツインのためのもの
- ロ 信頼性判断のためのもの
- ハ 第三十号のプログラムのためのもの
- 三十四 別表第二の三貨物省令第四十六条第四号に該当するものの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）
- 三十五 別表第二の三貨物省令第四十六条（同条第一号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。）
- 三十六 石油又は可燃性天然ガスの探査のための水圧破碎の設計及び分析用のプログラム及びデータ
- 三十七 別表第二の三貨物省令第四十九条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム
- 三十八 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの
-

-
-
- イ 中性子の計算又はモデリングのために設計したもの
- ロ 放射線挙動の計算又はモデリングのために設計したもの
- ハ 流体力学の計算又はモデリングのために設計したもの
- 三十九 別表第二の三貨物省令第四十九条に該当するものの設計又は製造のために必要な技術（プログラムを除く。）
- 四十 別表第二の三貨物省令第五十二条に該当するもの（部分品及び附属品を除く。）の設計又は製造のために専ら用いる技術（プログラムを除く。）
- 四十一 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 別表第二の三貨物省令第六十条第三号に該当するもののために特に設計されたもの
- ロ 別表第二の三貨物省令第六十条第五号に該当するもののために特に設計されたもの
- 四十二 別表第二の三貨物省令第六十一条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 四十三 別表第二の三貨物省令第六十七条に該当するもの（部分品を除く。）の設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム
- 四十四 別表第二の三貨物省令第六十八条に該当するもの（部分品を除く。）の設計、製造又は使用のために必要なプログラム
- 四十五 別表第二の三貨物省令第七十四条から第七十七条までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム
-

四十六 適応制御を行うためのプログラムであつて、次のイ及びロに該当するもの

イ フレキシブル製造システムで用いられるもの

ロ 次に掲げる方法その他の探知の方法のいずれか二以上の方法によつて同時に得られる信号を用いることにより、実時間処理で、プログラム又はデータの作成又は変更を行うことができるもの

(一) マシンビジョン

(二) 赤外線イメージング

(三) 音響イメージング

(四) 触覚の測定

(五) 慣性による位置決め

(六) 力の測定

(七) トルクの測定

四十七 別表第二の三貨物省令第七十条又は第七十一条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム

四十八 別表第二の三貨物省令第七十二条に該当するもの（部分品を除く。）の設計又は製造のために特に設計したプログラム

四十九 第四十四号に該当するものの設計又は別表第二の三貨物省令第六十八条に該当するもの（部分品を除く。）の設計、製造若しくは使用のために必要な技術（プログラムを除く。）

五十 別表第二の三貨物省令第七十四条から第七十六条までのいずれかに該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。）

五十一 別表第二の三貨物省令第七十条又は第七十一条に該当するも

のの使用のための技術（プログラムを除く。）

五十二 別表第二の三貨物省令第七十二条に該当する可搬型の発電機の使用のための技術（プログラムを除く。）

五十三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 企業資源計画（ERP）、顧客関係性管理（CRM）、ビジネスインテリジェンス（BI）、サプライチェーンマネジメント（SCM）、エンタープライズデータウェアハウス（EDW）、設備保全管理システム（CMS）、プロジェクトマネジメント、プロダクトライフサイクルマネジメント（PLM）その他これらに類する企業管理情報システムに用いられるもの

ロ 建築情報モデリング（BIM）、CADプログラム、CAMプログラム、受注設計生産（ETO）その他これらに類する設計、製造システムに用いられるもの

別表第二（第二号の二から第二号の六関係）

一 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするため（特定の者に提供することを目的として公知とする場合を除く。）に当該技術を提供する取引であつて、以下のいずれかに該当するもの。

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

二 プログラム（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百

二十八号)第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、本邦及び別表第三に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「別表第三地域等設立法人等」という。)が単独又は共同で全額出資するベラルーシ若しくはロシア内の法人その他の団体及び別表第三地域等設立法人等のベラルーシ若しくはロシア内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの

三 貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術(プログラムのうちソースコードのものを除く。)であつて、以下のいずれかに該当するものを提供する取引

イ 貨物の輸出において、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第二項の規定が適用されるものうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴つてする取引において提供されるもの

ロ 貨物に内蔵されたプログラムであつて、当該貨物の使用にのみ用いられるもの

四 国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において提供されるもの

別表第三(第二号の二から第二号の六関係)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、ア

イルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国